

消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成26年4月1日に施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、「社会保障施策に要する経費(事務費や人件費等は除く)」に充てるものとされています。

本町の令和3年度一般会計決算における上記経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(うち社会保障財源化分) 66,244 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,109,216 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財 源 内 訳					うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
		国(道)支出金	地方債	その他	一般財源		
社会福祉	社会福祉	307,146	148,007		1,711	157,428	18,343
	老人福祉	82,732	385		18,894	63,453	4,941
	児童福祉	164,730	74,177		16,397	74,156	9,838
社会保険	247,962	44,775		3,265	199,922	14,809	
保健衛生	306,646	44,996	54,400	22,306	184,944	18,313	
合計	1,109,216	312,340	54,400	62,573	679,903	66,244	

社会福祉 : 社会福祉協議会事業推進経費、障害者自立支援給付事業、障害者地域生活支援事業など

老人福祉 : 高齢者等福祉サービス助成事業、高齢者等福祉バス運行事業、老人保護措置費など

児童福祉 : 子ども医療給付事業、認定こども園運営事業費、認定こども園管理経費など

社会保険 : 国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保健衛生 : 地域医療振興対策事業、予防接種経費、健康増進センター管理運営事業など